

2017年7月18日

日本銀行金融市場局

国債補完供給の2017年度対象先公募（定例選定）について

1. はじめに

- 日本銀行では、次のスケジュールで、補完供給を目的として行う国債の買戻条件付売却（以下「国債補完供給」といいます。）の対象先を公募し、現在の対象先を見直すこととしました（以下「定例選定」といいます。）^(注)。

(注) 国債補完供給の取引方法等については、日本銀行ホームページ (<http://www.boj.or.jp/>) に掲載している「国債補完供給の取引概要」をご覧ください。

▼公募スケジュール

公募開始日	2017年7月18日
公募締切日	2017年9月4日午後3時
選定結果の公表	2017年10月中旬以降の予定
選定先との取引	選定結果の公表後所要の準備が整い次第開始

- 本日現在対象先（既存先）であって、本年度も対象先となることを希望する先については、改めて応募して頂く必要はありません。本年度は対象先となることを希望しない場合には、2017年8月21日午後3時までに、金融機関等名、部署名、担当者の氏名、電話番号および電子メールアドレスを記載のうえ、その旨を後掲の照会先宛てに電子メールによりご連絡下さい。電子メールのタイトルは「金融市場調節取引の資格抹消の件（金融機関等名）」として下さい。

—— 既存先であって、上記の電子メールによる連絡を行わなかった先については、応募があったものとみなし、2. のとおり選定を行います。

2. 対象先の選定

- 対象先は、「国債補完供給の対象先定例選定基準・手続」（別紙）に基づき選定します。ただし、現段階では予見できない事情のために、別紙記載の基準等を適用することが不相当と判断される場合には、当該予見できない事情をも勘案して選定を行うこと、または選定された対象先の見直し等を行うことが極く例外的にあります。

3. その他

- 国債補完供給の対象先選定は、定例選定のほかにも随時行っていますが、定例選定中の2017年8月の第9営業日（8月14日）から10月の第8営業日（10月12日）までの間は、随時選定を停止します（8月の第8営業日（8月10日）までは随時選定を受け付けます。）。随時選定の応募を希望される場合には、予め下記の照会先にご相談下さい。

以 上

<照会先>

日本銀行 金融市場局

市場調節課 オペレーション企画グループ

田上（03-3277-1277）

引馬（03-3277-1272）

E-mail : post.fmd26@boj.or.jp

国債補完供給の対象先定例選定基準・手続

1. 対象先としての役割

- 国債補完供給を機動的・効率的に遂行する観点から、対象先には以下の役割を遵守することを求めます。
 - (1) 正確かつ迅速に事務を処理すること
 - (2) 金融政策遂行に有益な市場情報または分析を提供すること
- 対象先が上記の役割に著しく背馳すると認められる場合には、当該先に対して理由を示したうえで、オファーの見送り、あるいは対象先からの除外といった措置を採ることがあります。

2. 対象先としての必須基準

- 対象先は、国債売買オペの対象先または国庫短期証券売買オペ・国債現先オペの対象先である必要があります。
- 対象先の選定後、対象先等（対象先および対象先として選定された先であって所要の約定を未締結の先をいいます。以下同じです。）に合併その他の事由が生じた場合において、日本銀行が必要と認めるときは、当該対象先等から自己資本比率、その算出根拠資料その他の資料の提出を求めることがあります。

また、本日付で別途公表しました「国債売買オペの対象先定例選定基準・手続」（「国債売買オペの2017年度対象先公募（定例選定）について」別紙）3. に掲げる基準、または「国庫短期証券売買オペ・国債現先オペの対象先定例選定基準・手続」（「国庫短期証券売買オペ・国債現先オペの2017年度対象先公募（定例選定）について」別紙）3. に掲げる基準に鑑み必要と認められる場合には、対象先等から除外すること等があります。

3. 応募

(1) 応募の方法

- 新規先（公募開始日現在の対象先でない先をいいます。以下同じです。）のうち、対象先となることを希望する先は、「国債売買オペの対象先定例選定基準・手続」または「国庫短期証券売買オペ・国債現先オペの対象先定例選定基準・手続」の別添1の申請書（何れも同じ書式です。）を、2017年9月4日午後3時までに、本店その他国内における営業の本拠である営業所等の所在地を業務区域とする日本銀行本支店（本店の場合には金融市場局オペレーション企画担当部署（本店新館4F）、支店の場合には営業課または総務課）に提出して下さい。

—— 申請書については、一金融機関一枚の申請書をご提出頂きます。複数のオペの対象先となることを希望する先で、オペ毎に担当部署が異なる場合には、各担当部署でご相談のうえ、ご対応下さい。

—— 国債補完供給に関する決済を他の金融機関に委託することを希望する場合には、本日付の「国債系オペにおける決済代行者の2017年度定例承認について」をご参照のうえ、決済代行者の承認のための申出等を別途行って下さい。

- 既存先（公募開始日現在の対象先をいいます。以下同じです。）は、本年度も対象先となることを希望する場合には、改めて応募して頂く必要はありませんので、申請書の提出は不要です。

本年度は対象先となることを希望しない場合には、2017年8月21日午後3時までに、金融機関等名、部署名、担当者の氏名、電話番号および電子メールアドレスを記載のうえ、その旨を後掲の連絡先宛てに電子メールによりご連絡下さい。電子メールのタイトルは「金融市場調節取引の資格抹消の件（金融機関等名）」として下さい。

—— 既存先であって、上記の電子メールによる連絡を行わなかった先については、応募があったものとみなし、選定を行います。

(連絡先) 日本銀行 金融市場局
市場調節課 オペレーション企画グループ
TEL : 03-3277-1277、03-3277-1272
E-mail : post.fmd26@boj.or.jp
住所 : 〒103-8660
東京都中央区日本橋本石町 2-1-1

(2) 応募に関する留意事項

- 今回選定した対象先が、合併、事業譲渡または会社分割による事業の承継を行う場合において、合併後の存続会社、譲受会社または承継先（以下「新会社」といいます。）に対象先としての資格を移管することを希望するときは、新会社が、国債売買オペの対象先もしくは国庫短期証券売買オペ・国債現先オペの対象先であること、または国債売買オペの対象先もしくは国庫短期証券売買オペ・国債現先オペの対象先としての資格の移管を受けることを承認されていること等を確認のうえ、次のとおり取扱います。
 - ① 対象先が、合併、事業（対象先が外国銀行または外国法人である金融商品取引業者である場合には、日本における事業をいいます。以下同じです。）の全部譲渡または会社分割による事業の全部承継を行う場合には、特段の問題がない限り、新会社に対象先としての資格を移管することを承認します。
 - ② 対象先が、事業の一部譲渡または会社分割による事業の一部承継を行う場合において、国債補完供給に関する事業がその対象となるときは、その内容に様々な態様が考えられるため、一部譲渡または一部承継の内容を確認したうえで、新会社に対象先としての資格を移管することを承認するか否かを判断します。
- また、対象先が合併により非存続会社となる場合、事業譲渡において譲渡会社となる場合または会社分割において分割会社となる場合には、当該対象先との国債補完供給について、日本銀行および当該対象先における実務上のフィージビリティを確認する必要があります。また、確認の結果、オファーを見送ることがありますので、予めご承知おき下さい。

- 上記の場合を含め、対象先として選定した先が合併、事業譲渡または会社分割による事業の承継を行う場合には、日本銀行金融市場局市場調節課オペレーション企画グループに前広にご連絡下さい。

4. 選定方法

- 国債売買オペまたは国庫短期証券売買オペ・国債現先オペの2017年度対象先公募において、国債売買オペまたは国庫短期証券売買オペ・国債現先オペの対象先として選定した先であって、かつ、1. の役割の遵守を確約しているすべての応募先（申請書を提出した新規先および本年度も対象先となることを希望した既存先をいいます。以下同じです。）を対象先として選定します。

5. その他

（1）約定書等の貸与

- 国債補完供給に関する約定書等の借覧を希望される場合には、2017年7月19日から9月1日午後3時までの間、貸与します。貸与の手続等は、日本銀行金融市場局市場調節課オペレーション企画グループにご照会下さい。

（2）対象先の選定結果の通知および公表

- 対象先の選定結果は応募先に個別に通知します（原則として、新たに対象先となることを希望した先には申請書にご記入頂いた連絡先の第1順位の方に通知します。既存先には日本銀行金融市場オンラインにより通知します。）。また、対象先として選定した先は公表します。

<日本銀行金融市場オンラインを利用していない皆様へ>

国債補完供給の対象先となった場合には、日本銀行金融市場オンラインを利用しただく予定です。日本銀行金融市場オンラインの導入準備には一定の期間を要しますので、日本銀行金融市場局までお早めにご連絡いただくようお願い致します。

以 上